

令和4年伯耆町  
第2回定例会  
条例等議案説明資料概要



令和4年3月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：住民課

議案番号 9	伯耆町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	固定資産の価格に関する不服審査手続き等を規定している、伯耆町固定資産評価審査委員会条例について、納税者の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印を不要とする改正を行う。
2. 概要	押印を廃止する書面 (1) 審査の申出者が提出する「審査申出書」 (2) 口頭審理において申出者が提出する「口述書」
3. 施行期日	公布の日

提出課：総務課

議案番号 10	伯耆町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について																		
<b>(提案理由及び概要)</b>																			
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。																		
2. 概要	<p>期末手当の支給月数の引き下げと特例措置の実施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>引き下げ幅</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1. 675月</td> <td>1. 625月</td> <td>△0. 05月</td> <td rowspan="3">令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1. 675月</td> <td>1. 625月</td> <td>△0. 05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3. 35月</td> <td>3. 25月</td> <td>△0. 1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例措置として、令和3年12月引き下げ相当額の167.5分の10を6月支給分から減額</p>		令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考	6月	1. 675月	1. 625月	△0. 05月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり	12月	1. 675月	1. 625月	△0. 05月	年間	3. 35月	3. 25月	△0. 1月
	令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考															
6月	1. 675月	1. 625月	△0. 05月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり															
12月	1. 675月	1. 625月	△0. 05月																
年間	3. 35月	3. 25月	△0. 1月																
3. 施行期日	公布の日																		

議案番号 11	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について																																				
<b>(提案理由及び概要)</b>																																					
1. 理由	令和4年度に先延ばしされた令和3年8月の人事院勧告等に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの。																																				
2. 概要	<p>期末手当の支給月数の引き下げと特例措置</p> <p>① 一般職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>引き下げ幅</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1. 275月</td> <td>1. 2月</td> <td>△0. 075月</td> <td rowspan="3">令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1. 275月</td> <td>1. 2月</td> <td>△0. 075月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>2. 55月</td> <td>2. 4月</td> <td>△0. 15月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例措置として、令和3年12月引き下げ相当額の127.5分の15を6月支給分から減額  ※勤勉手当を含む年間の支給月数は、改正前4. 45月→改正後4. 3月</p> <p>② 再任用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>引き下げ幅</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>0. 725月</td> <td>0. 675月</td> <td>△0. 05月</td> <td rowspan="3">令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0. 725月</td> <td>0. 675月</td> <td>△0. 05月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>1. 45月</td> <td>1. 35月</td> <td>△0. 1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特例措置として、令和3年12月引き下げ相当額の72.5分の10を6月支給分から減額  ※勤勉手当を含む年間の支給月数は、改正前2. 35月→改正後2. 25月</p>		令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考	6月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり	12月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月	年間	2. 55月	2. 4月	△0. 15月		令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考	6月	0. 725月	0. 675月	△0. 05月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり	12月	0. 725月	0. 675月	△0. 05月	年間	1. 45月	1. 35月	△0. 1月
	令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考																																	
6月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり																																	
12月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月																																		
年間	2. 55月	2. 4月	△0. 15月																																		
	令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	備考																																	
6月	0. 725月	0. 675月	△0. 05月	令和4年6月支給分については、特例措置として減額あり																																	
12月	0. 725月	0. 675月	△0. 05月																																		
年間	1. 45月	1. 35月	△0. 1月																																		
3. 施行期日	公布の日																																				

議案番号 12	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について																
<b>(提案理由及び概要)</b>																	
1. 理由	令和4年度に先延ばしされた令和3年8月の人事院勧告等に準じて改正する伯耆町職員の給与に関する条例の施行にあわせて改正するもの。																
2. 概要	<p>職員の給与条例において、期末手当を年0. 15月引き下げる改正を行うため、会計年度任用職員についても所要の改正を行う。ただし、一会計年度毎に任用される職であることなどから、一般職等に適用される特例措置については行わない。</p> <p>期末手当の支給月数の引き下げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>引き下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1. 275月</td> <td>1. 2月</td> <td>△0. 075月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1. 275月</td> <td>1. 2月</td> <td>△0. 075月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>2. 55月</td> <td>2. 4月</td> <td>△0. 15月</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	引き下げ幅	6月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月	12月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月	年間	2. 55月	2. 4月	△0. 15月
	令和3年度	令和4年度	引き下げ幅														
6月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月														
12月	1. 275月	1. 2月	△0. 075月														
年間	2. 55月	2. 4月	△0. 15月														
3. 施行期日	公布の日																

議案番号 13	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	雇用保険法、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、伯耆町職員の育児休業等に関する条例の改正を行うもの。
2. 概要	非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」とした要件を廃止する。これにより、非常勤職員について、採用当初から育児休業等が取得できるようにする。 また、育児休業を取得しやすい勤務環境とするため、「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」及び「勤務環境の整備に関する措置」の2つの条を追加する。
3. 施行期日	令和4年4月1日

議案番号 14	伯耆町表彰条例の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	町の表彰種別から、職員に対する勤続表彰を削除すること等について、所要の改正を行うもの。
2. 概要	町の表彰のうち、職員に対する勤続表彰は平成25年を最後に実施していないため、これらの表彰に関する規定を削除し、表彰種別から除く。 その他所要の規定の整備を行う。
3. 施行期日	令和4年4月1日

議案番号 15	伯耆町有線テレビジョン放送施設条例等の一部改正について
<b>(提案理由及び概要)</b>	
1. 理由	<p>①伯耆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「手続条例」という。)に基づき、それぞれの公の施設の設置及び管理に関する条例(以下「施設設置管理条例」という。)の指定管理者選定の特例に関する条項を追加する。</p> <p>②それぞれの施設設置管理条例において指定管理者の管理の期間について条文の整理を行う。</p>
2. 概要	<p>指定管理者を非公募で選定することについて、手続条例第7条第3項に基づき、その旨を定めるとともに、指定管理者の管理の期間については、議決事項であるため、条文を削除する。</p> <p>① 伯耆町有線テレビジョン放送施設条例 【第1条関係】 指定管理者の選定の特例の引用条項等を改め、管理の期間を削除する。</p> <p>② 伯耆町遊学館条例 【第2条関係】 指定管理者の選定の特例の引用条項等を改め、管理の期間を削除する。</p> <p>③ 伯耆町溝口福祉センター条例 【第3条関係】 指定管理者の選定の特例を定める。</p> <p>④ 伯耆町清掃センター条例 【第4条関係】 指定管理者の選定の特例の引用条項等を改め、管理の期間を削除する。</p> <p>⑤ 伯耆町産地形成促進施設条例 【第5条関係】 指定管理者の選定の特例を定める。</p> <p>⑥ 伯耆町共同堆肥センター条例 【第6条関係】 指定管理者の選定の特例を定める。</p> <p>⑦ 伯耆町岸本保健福祉センター条例 【第7条関係】 指定管理者の選定の特例を定める。</p> <p>⑧ 伯耆町立小規模保育所条例 【第8条関係】 指定管理者の選定の特例の条文を改め、管理の期間を削除する。</p>
3. 施行期日	公布の日

議案番号 16	伯耆町型バス事業に関する条例の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	バス事業に係る障がい者等の用語規定、運行日、運行路線及び運行区域の規程を改める。
2. 概要	<p>①第2条における用語を、「マイクロバス」から「研修バス」に改める。</p> <p>②第4条第3項において、運行日を「12月29日から翌年1月3日を除く毎日」から「12月30日から翌年1月3日を除く毎日」に改める。</p> <p>③第5条第2項において、使用料の額について、路線バスと競合する区域の規程を削除する。</p> <p>④別表第1において、運行路線区域を現行の運行形態に改める。</p> <p>⑤別表第2において、障がい者等の用語規定を修正する。</p>
3. 施行期日	令和4年4月1日

議案番号 17	伯耆町消防団条例の一部改正について												
(提案理由及び概要)													
1. 理由	<p>令和3年4月13日の消防庁長官通知により、以下の対応が必要となったため。</p> <p>①消防団員の処遇改善を図るため、消防庁が定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえて、報酬の見直しを図ること。</p> <p>※【参考】</p> <table border="0"> <tr> <td>基準年額報酬</td> <td>団員階級</td> <td>36,500円</td> <td>⇒</td> <td>伯耆町</td> <td>39,000円</td> </tr> <tr> <td>基準出動報酬</td> <td>1日あたり</td> <td>8,000円</td> <td>⇒</td> <td>伯耆町</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>②出動手当（費用弁償）を見直し、出動に応じた報酬制度（出動報酬）を創設すること。</p>	基準年額報酬	団員階級	36,500円	⇒	伯耆町	39,000円	基準出動報酬	1日あたり	8,000円	⇒	伯耆町	3,000円
基準年額報酬	団員階級	36,500円	⇒	伯耆町	39,000円								
基準出動報酬	1日あたり	8,000円	⇒	伯耆町	3,000円								
2. 概要	<p>①出動報酬額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>4時間以下の活動</td> <td>⇒</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間を超える活動</td> <td>⇒</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>②費用弁償として支出していた出動手当を、出動報酬として支出する。</p>	4時間以下の活動	⇒	4,000円	4時間を超える活動	⇒	8,000円						
4時間以下の活動	⇒	4,000円											
4時間を超える活動	⇒	8,000円											
3. 施行期日	令和4年4月1日												

議案番号 18	伯耆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について																									
<b>(提案理由及び概要)</b>																										
1. 理由	下水道の普及に伴うし尿汲取量の減少、人件費、設備費等の高騰によって経費が増加し、収集運搬事業者の健全な経営を圧迫する状況となっているため、適正な手数料に改正する。																									
2. 概要	し尿の収集及び運搬手数料を 223円/18ℓ から 261円/18ℓ に改める。																									
3. 手数料の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>手数料(18ℓ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20.7.1</td> <td>200円</td> <td>収集量の減少及び燃料費等の高騰による</td> </tr> <tr> <td>H26.4.1</td> <td>206円</td> <td>消費税改正対応 (5% ⇒ 8%)</td> </tr> <tr> <td>H27.6.1</td> <td>219円</td> <td>収集量の減少及び燃料費等の高騰による</td> </tr> <tr> <td>R2.4.1</td> <td>223円</td> <td>消費税改正対応 (8% ⇒ 10%)</td> </tr> </tbody> </table>		年月日	手数料(18ℓ)	備考	H20.7.1	200円	収集量の減少及び燃料費等の高騰による	H26.4.1	206円	消費税改正対応 (5% ⇒ 8%)	H27.6.1	219円	収集量の減少及び燃料費等の高騰による	R2.4.1	223円	消費税改正対応 (8% ⇒ 10%)									
年月日	手数料(18ℓ)	備考																								
H20.7.1	200円	収集量の減少及び燃料費等の高騰による																								
H26.4.1	206円	消費税改正対応 (5% ⇒ 8%)																								
H27.6.1	219円	収集量の減少及び燃料費等の高騰による																								
R2.4.1	223円	消費税改正対応 (8% ⇒ 10%)																								
4. 汲取量の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>汲取量 (kℓ)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>812</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>799</td> <td>前年度比 △13 k ℓ (△1.6%)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>747</td> <td>前年度比 △52 k ℓ (△6.5%)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>714</td> <td>前年度比 △33 k ℓ (△4.4%)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>669</td> <td>前年度比 △45 k ℓ (△6.3%)</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>629</td> <td>前年度比 △40 k ℓ (△6.0%)</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>643</td> <td>前年度比 14 k ℓ 増 (2.2%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※H26とR2汲取量の比較      △169kℓ (△26.3%)</p>		年 度	汲取量 (kℓ)	備 考	H26	812		H27	799	前年度比 △13 k ℓ (△1.6%)	H28	747	前年度比 △52 k ℓ (△6.5%)	H29	714	前年度比 △33 k ℓ (△4.4%)	H30	669	前年度比 △45 k ℓ (△6.3%)	R元	629	前年度比 △40 k ℓ (△6.0%)	R2	643	前年度比 14 k ℓ 増 (2.2%増)
年 度	汲取量 (kℓ)	備 考																								
H26	812																									
H27	799	前年度比 △13 k ℓ (△1.6%)																								
H28	747	前年度比 △52 k ℓ (△6.5%)																								
H29	714	前年度比 △33 k ℓ (△4.4%)																								
H30	669	前年度比 △45 k ℓ (△6.3%)																								
R元	629	前年度比 △40 k ℓ (△6.0%)																								
R2	643	前年度比 14 k ℓ 増 (2.2%増)																								
5. 施行期日	令和4年7月1日																									

議案番号 —	人権擁護委員候補者の推薦について					
<b>(提案理由及び概要)</b>						
1. 理由	法務大臣委嘱の人権擁護委員の古都英幸氏が令和4年6月30日付で任期満了となることに伴い、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するもの。					
2. 概要	人権擁護委員候補者					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野上 和男</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	野上 和男	<table border="1"> <thead> <tr> <th>任 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3年) 令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	任 期	(3年) 令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで
氏 名						
野上 和男						
任 期						
(3年) 令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで						
3. 根拠法令	人権擁護委員法第6条第3項					